

上場株式等の優遇税制

2003年税制改正により、個人にかかる上場株式等の税制が変わりました。  
上場株式等とは、上場株式・店頭株式などをいいます。

改正項目	適用開始	改正後	改正前
上場株式等の配当金 (発行済株式5%以上 保有の場合を除く)	上場株式等のみ 03年4月～ 03年12月	源泉徴収所得税 10% 確定申告不要 申告選択可	総合課税 源泉徴収所得税 20% 少額配当: 申告選択可 または、 源泉分離課税 源泉徴収所得税 35%
公募証券投資信託等 の収益分配金	04年1月～ 08年3月	源泉徴収所得税 7% 同 住民税 3% 確定申告不要 申告選択可	公募証券投資信託 源泉分離課税 所得税 15% 住民税 5%
	08年4月～	源泉徴収所得税 15% 同 住民税 5% 確定申告不要 申告選択可	公募証券投資信託 源泉分離課税 所得税 15% 住民税 5%
上場株式等の譲渡所得 に関する優遇措置 (証券会社を通さな い取引を除く)	03年1月～ 07年12月	申告分離課税 所得税 7% 住民税 3%	申告分離課税 所得税 20%・住民税 6% または 源泉分離課税 1.05%
特定口座の改善	03年4月～ 04年12月	自己保管上場株式等を いずれかで受入可 A. 実際の取得日・取得 価額 B. みなし取得日 01年9月30日 みなし取得価額 01年10月1日の 時価×80%	

- 1) 発行済株式5%以上保有の上場株式等の配当金は、源泉徴収所得税20%で実施され、年10万円超は確定申告となります。
- 2) 1年超保有の上場株式等の譲渡益100万円非課税制度は、2002年末で廃止されました。
- 3) 2001年11月30日から2002年末までに購入した上場株式等を、2005年から2007年末までに譲渡した場合の購入価額1,000万円までの譲渡益非課税は、廃止されていません。

お見逃しなく！

1. 非公開株式からの配当金は保有割合にかかわらず、源泉徴収所得税20%で実施され、年10万円超は確定申告となります。  
譲渡益については、所得税20%・住民税6%の申告分離課税です。
2. 2001年9月30日以前から所有している自己保管上場株式等のみなし取得価額の適用は2010年末の譲渡までですが、特定口座に受け入れた場合、期限はありません。